

労働条件、要求、組合及びその他工場内の各団体の有無その
勢力、且つは企業主の組織なども調査し、一名でも二名でも
接待し得る青年を組合に加入せしめ分會青年部に糾合するこ
と。

4、青年の要求を基礎とした闘争題目を掲げ、スローガンを擬し
ビラの配布、有志會、懇談會などによるアジテーションと組
織活動を行ふ。闘争の激化した場合、或は不満の昂つて闘争
気分が横溢した場合は青年職基大會、工場従業員大會を開き
大衆の動員を行ひこれらの闘争の内に於て必ず青年労働者を
青年部に組織して行くこと。

5、青年部大衆の理論的教育を行ふため、研究會、辯論會、座談
會、茶話會、闘争批判及び闘争經驗交換會等を定期不定期に
開催

6、スポーツ、ピクニックその他一切の娯樂を通じて、青年分子
の獲得と組織擴大を計ること。

7、勞農青年の密接なる結合を計ること

スローガン

- 一、徒弟の酷使、年功奉公制の廢止
- 一、臨時雇傭制の撤廢
- 一、青年男女労働者の同一労働に同一賃金の支給
- 一、入營による敵首反動
- 一、入營中日給の半額支給
- 一、青年労働者の政治連動の自由
- 一、帝國主義戦争の危機と闘へ